

武蔵村山市地区まちづくり協議会活動費助成要綱

平成 24 年 9 月 12 日
訓令（乙）第 145 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市まちづくり条例（平成 23 年武蔵村山市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、地区まちづくり協議会に対する活動費の助成（以下「活動費の助成」という。）をすることについて必要な事項を定めるものとする。

（助成の対象）

第 2 条 活動費の助成の対象は、条例第 7 条第 1 項の規定による提案に係る地区まちづくり計画の案（以下「地区まちづくり計画の案」という。）又は条例第 33 条の規定による申出に係る地区計画等の案の内容となるべき事項若しくは都市計画法第 21 条の 2 第 2 項の規定による提案に係る都市計画の素案（以下「都市計画の素案等」という。）の作成に係る経費で、次に掲げるものとする。ただし、備品購入費、人件費及び賃借料、光熱水費その他の事務所の使用に係る経費を除く。

- (1) 資料購入費、委託費、講師謝礼その他の地区まちづくり計画の案又は都市計画の素案等の立案のための調査研究に要する経費
- (2) 広報紙、パンフレットその他の地区まちづくり計画の案又は都市計画の素案等の検討状況について周知するための書面の作成及び配布に要する経費

（助成の金額）

第 3 条 活動費の助成の金額は、会計年度ごとに、予算の範囲内において、一の地区まちづくり協議会につき 100,000 円を限度とする。

（助成の期間）

第 4 条 一の地区まちづくり協議会に対する活動費の助成の期間は、当該地区まちづくり協議会に対して初めて活動費の助成をした会計年度の開始の日から 3 年間を限度とする。ただし、当該活動費の助成を受けて、現に決定されている地区まちづくり計画に関する地区まちづくり計画の案の作成をし、かつ、条例第 7 条第 1 項の規定による提案をした地区まちづくり協議会が引き続き都市計画の素案等の作成をしようとする場合

における当該地区まちづくり協議会に対する活動費の助成の期間は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合における活動費の助成の期間は、既に活動費の助成をした期間に関わらず、都市計画の素案等の作成に関し初めて活動費の助成をした会計年度の開始の日から3年間を限度とする。

(助成の申請)

第5条 活動費の助成を受けようとする地区まちづくり協議会は、活動費の助成を受けようとする会計年度ごとに、あらかじめ、活動の目的、計画等を記載した地区まちづくり協議会活動費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 地区まちづくり協議会の会則、規約等

(助成の可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、活動費の助成をするかどうか決定するものとする。この場合において、活動費の助成をすることに決定したときは地区まちづくり協議会活動費助成決定通知書(第2号様式)により、活動費の助成をしないことに決定したときは地区まちづくり協議会活動費助成却下通知書(第3号様式)により、当該申請をした地区まちづくり協議会に対し通知するものとする。

(前金払の請求)

第7条 前条の規定により活動費の助成をすることに決定された地区まちづくり協議会(以下「対象地区まちづくり協議会」という。)は、第11条の規定による通知を受ける前であっても、当該決定された助成の額について、前金払の請求をすることができる。この場合においては、その理由を明らかにした書面を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第8条 対象地区まちづくり協議会は、活動の計画等第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、変更の理由、内容等を記載した地区まちづくり協議会活動費助成変更申請書(第4号様式)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

(変更の承認等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の内容について承認するかどうか決定するものとする。この場合において、承認することに決定したときは地区まちづくり協議会活動費助成変更承認通知書（第5号様式）により、承認しないことに決定したときは地区まちづくり協議会活動費助成変更不承認通知書（第6号様式）により、当該申請をした対象地区まちづくり協議会に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認により交付すべき活動費の助成の額を減額した場合において、既に当該額を超える額を交付しているときは、期限を定めて、当該超える部分の額の返還を命じなければならない。

(実績報告)

第10条 対象地区まちづくり協議会は、活動費の助成の決定に係る会計年度が終了したとき又は地区まちづくり計画の案若しくは都市計画の素案等の作成が終了したときは、地区まちづくり協議会活動費助成に係る実績報告書（第7号様式）に収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容が活動費の助成の決定の内容に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めるときは、交付すべき活動費の助成の額を確定し、地区まちづくり協議会活動費助成確定通知書（第8号様式）により、当該報告をした対象地区まちづくり協議会に対し通知するものとする。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により交付すべき活動費の助成の額を確定した場合について準用する。

(是正のための措置)

第12条 市長は、第10条の規定による報告の内容が活動費の助成の決定の内容に適合しないと認めるときは、当該報告をした対象地区まちづくり協議会に対し、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による命令により対象地区まちづくり

協議会が必要な処置をしたときについて準用する。

(決定の取消し)

第13条 市長は、対象地区まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、活動費の助成の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により活動費の助成を受けたとき。

(2) 助成金を第2条に規定する助成の対象以外に使用したとき。

(3) その他活動費の助成の決定の内容又は前条第1項の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により活動費の助成の決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。